

絶対地代の形成メカニズム: 宇野原理論体系の問題点(8)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/34325

絶対地代の形成メカニズム

—— 宇野原理論体系の問題点(8) ——

村 上 和 光

はじめに

- I 宇野・絶対地代論の構造と展開
- II 宇野・絶対地代論の意義と問題点
- III 絶対地代の形成メカニズム

はじめに

前稿¹⁾では、資本制的生産における「運動機構分析」を課題とする「分配関係論」の冒頭規定をなす「利潤論体系」を対象として、宇野原理論体系の意義と問題点との解明を試みた。そしてその作業を通して、一方では、この利潤論こそ「剰余価値の分配関係分析」の出発点に相当している点が明確化可能になったものの、にもかかわらず、他方、宇野・利潤論になお色濃く残存する「実体論的方法」に制約されて、宇野・利潤論は「競争論＝運動論の未整備」という問題点を依然として払拭し得なかった点——が検出できた。まさにそうであれば、そこから、「利潤論体系」は、何よりも「競争論＝運動論」としてこそ整備されねばならないという方向性において整序されざるを得ないのは当然であって、結局その意味で、「利潤規定の運動機構的役割」こそが最終的に結論できたのはいわば自明であろう。

こうして、宇野・利潤論の検討は、分配関係論における「競争論＝運動論」の体系的整備を強く示唆している——と判断してよいが、宇野・利潤論になお残された、このような「実体論的残滓＝競争論・運動論の弱体性」は、この「利潤論レベル」を震源地として、宇野「分配関係論」のさらに後続部分にも

重大なマイナス効果を及ぼさざるを得まい。そして、その1つの極めて典型的な篇別エリアとして興味深いのは、「地代論」なканずく「絶対地代論」であって、「絶対地代の形成メカニズム」にその端的な問題性が凝縮されているよう。

したがって、以上のような見通しに立脚して、本稿の課題が以下のように設定可能なのは自明ではないか。すなわち、宇野・絶対地代論を新たな対象に設定しつつ、そのうえで、「実体論的残滓＝競争論・運動論の弱体性」をこそ分析基準にしながら、「絶対地代の形成ロジック」に検討を加えること——これである。その意味で、本稿は前稿「利潤規定の運動機構的役割」の応用バージョンであり、そうであれば、その考察基軸が、何よりも「絶対地代形成の競争論＝運動論」的明確化にこそ設定されねばならない点はまさしく自明であろう。本稿を取り分け「絶対地代の形成メカニズム」と銘打ったその所以に他ならない。

I 宇野・絶対地代論の構造と展開

[1]宇野・絶対地代論の構造 まず全体の基本前提として、宇野・絶対地代論の(1)「構造」を視野に取り込んでおきたい。そこで最初に『原論』²⁾に即して宇野・絶対地代論³⁾の論理構成を追っていくと、まず第1に①「絶対地代論への導入」が論点をなそう。周知の通り、宇野の地代論では、利潤率均等化を一般的前提にしつつ、そのうえで、まず「地代に転化する超過利潤」という形で「地代一般論」が設定されることによって、大きく括むと、「利潤論→地代論」への橋渡し⁴⁾が実行される。ついでそれを受けて、地代論の具体的内容が、「差額地代第I形態→差額地代第II形態→最劣等地に生じる差額地代」⁵⁾というプロセスに沿って展開されるといってよいが、まさにそれに立脚してこそ、それに接続して「絶対地代論」が位置づけられていく。もう一步立ち入って示すと、宇野はまず、「最劣等地に生ずる差額地代」こそは、「需要の増加に伴う価格の騰貴は、土地所有の介在自身が新たなる限度を設定し得ることを示すものである」(旧『原論』439頁)点を明らかにし、それを通して、そこに、「価格—超過利潤—地代化」の相互関連に関する「新たな図式」の出現を指し示すといつてよい。要するに、「それは地代化せられるべき超過利潤が形成せられる前提をなす一定の価格を、その超過利潤の地代化自身によって騰貴せしめるとい

う関係にある」(同)ことに他ならず、まさしく「土地所有の介在自身」こそが「地代形成」のその起動力となつてこよう。こうして、このような地代形成論理は地代論の新局面展開以外ではなく、その結果、「地代もまたここに新たな一面を、いい換えれば土地所有自身を基礎とする絶対地代としての一面を展開するのである」(同)とされる。「絶対地代論」への移行である。

ついで、このような絶対地代論構図の設定にもとづきながら、次に第2に②「絶対地代論の展開」へと進む。そこで、宇野は最初に(イ)「絶対地代の概念・定義」から入るが、まず(a)「前提」に照明が当てられつつ、差額地代論における「最劣等地＝差額地代ゼロ」という基本命題が再考される。つまり、差額地代論の最終規定としての「最劣等地における差額地代」をふまえることによって、「資本にとっては……決して最劣等地がなんらの地代をも支払わずしてその投資をなし得るといふ保証を与えるものではなく、むしろ、「新たな最劣等地が地代を支払うことなくしては資本を投じ得ないということ」を条件とする」(旧『原論』441頁)という新たな構図を描く。こうして、「差額地代→絶対地代」という移行がいわば「結果論」的に——したがってその「機構論的」説明が不十分なままで——図られ、結果的には、「最劣等地といえども資本にとっては決して自由にその資本を投じ得るものではない」とこととなり「何ほどのかの借地料を支払わざるを得ない」(同)こととなろう。その場合、宇野は正確な定義は与えていないが⁹⁾、これこそまさしく「絶対地代」に他なるまい。こうして、「最劣等地の差額地代」との連関で絶対地代が位置づけられる。

そうであれば、ついで(b)その「条件」が直ちに問題となるのはいうまでもない。すなわち、宇野は、「そこで問題は、最劣等地に地代が支払われるとすれば、土地生産物の価格は当然にその個別的生産価格以上に騰貴するのでなければならぬということになる」(旧『原論』442頁)と論理図式を組み直す。というのも、地代論のここまでのロジックからすれば、資本に超過利潤部分がない限り地代発生はあり得ない——というのがセオリーだからであるが、「それはいかにして可能となるか」が議論における次のキー・ポイントを構成しよう。

そこで(c)「帰結」がくるが、ここにこそ、宇野・絶対地代論の基本的在り方が予め透けてみえる。つまり、最劣等地生産物に関して、「個別的生産価格」が基準となる限り超過利潤は存在しないという前提の上で、では絶対地代に

帰結する超過部分はどこに由来するのか——こそが問題だが³、宇野はその点に、「資本の生産物にあつては、その価格は、生産価格を基準とするが、それは必ずしも価値と一致するものではなく、価値と生産価格との間にはなお地代の如き他のものを容れ得る余地があり得るのである」(同)、と答えるといつてよい。まさしく「価値－生産価格の乖離」部分にこそそれは由来する——と宇野はいう。

そのうえで、宇野・絶対地代論は(ロ)「絶対地代の源泉＝限度」へ向う。いい換えれば「価値－生産価格の乖離」の根拠付けに当たるが、最初に、(a)「絶対地代の源泉」が「農業の特殊性」に焦点を合わせて示される。つまり、「農業部門における資本の有機的構成」に着目しつつ、まず「資本の有機的構成が……低度であれば、その生産価格は価値以下に低落する」(同)という「原理」を確認しながら、そのうえで、それを根拠にして、「農業における資本の構成が社会的平均構成以下に低いとすれば、価値以下で売られるということもあり得る」(同)という判断を下す。そもそも「資本構成－価値－生産価格」3者の理論付けに疑念があるうえに、さらにそれに加えて、「農業＝資本構成低位」という「独断」もが付加されているとみてよいが、要するにこうして、農産物の「生産価格は当然に価値以下でなければならない」(旧『原論』444頁)という結論に至ろう。そして、まさしくこのような「価値－生産価格の差額部分」こそが、宇野によって「絶対地代の源泉」とされていくのはもはや自明であつて、その点から、最終的には、「農産物の価格が⁴、地代によってその生産価格以上に騰貴したとしても、それは必ずしも価値以上に出るとは限らないことになる」(同)と整理されていく。「運動機構論を欠いた源泉論」というしかあるまい。

そして次に、それに立脚してこそ(b)「土地所有の存在」が発現してこよう。すなわち、宇野は、このように、「(土地が)私有されていかなる土地もなんらかの地代を支払うことなくしては借地し得ない」点を根拠にして「農業生産物の量が制限せられてその価格を騰貴せしめざるを得ないことになる」と、それはもはや資本と資本との間の関係とはいえないことになる」(同)——とみて、まず「絶対地代における資本間関係」の変質に着目する。約めていえば、「資本一般が⁵、土地所有によって制限せられるという関係」(同)以外ではないと意義付けられるのであり、したがってその意味で、宇野はここで、何より

も、「資本に対する実質的規制力」としての「土地所有」をこそ設定しようと試みているのではないか。

以上を前提としつつ、最後に(c)「絶対地代の限度」が解明されるといってよい。換言すれば「独占地代との相違」という点だが³、宇野によるここまでのロジックを土台にすれば、「絶対地代の限度＝独占地代との相違」はもはや自明ではないか。すなわち、「市場価格が恒常的に価値以上に出ることになれば、地代はもはやここにいう絶対地代でなくなって……独占地代となる」(旧『原論』448頁)のに対して、「それが価値の範囲において生産価格を超過する部分を絶対地代化するわけである」(旧『原論』447頁)——という区別に他ならず、要するに、宇野が、「絶対地代の限度」をまさしく「価値の範囲」にこそ設定している点にもはや一切の疑点はあり得まい。その前提条件を別にすれば、首尾は一貫している。

ここまでの「絶対地代の内容論」を下敷きとして、宇野・絶対地代論は(ハ)「土地の商品化」によって締めくくられていく。そこで、最初に(a)「移行規定」が注目されるが、その契機こそ「絶対地代の形成」であって、この絶対地代を起点として以下の2点がさらに帰結すると宇野はいう。すなわち、まず1つは「土地所有者の理論化」に他ならず、それは、「地代を支払うことなくしては資本の投下を許さないものとして、その所有者に資本主義社会における特殊の地位を与えることになる」(旧『原論』452頁)という根拠に基づく。要するに、資本主義における「土地所有者の理論的位置づけ」がこの絶対地代規定に立脚してこそ「始めて」措定可能になる——という点にこそ、宇野の含意があるのであろうが、「差額地代」における「超過利潤の土地所有者への移譲」との、その決定的な差異はなお明瞭とはいえない。そして、もう1つこそ「土地の商品化」であって、「絶対地代」を前提にしつつ、「土地は、その所有者に年々の労働によって形成せられる剰余価値の一部を分与せしめるものとして、資本家的社会でも特殊の商品となるのであった」(旧『原論』453頁)とされる。もちろん宇野理解は十分に了解可能だが、それでも、なぜ「差額地代」レベルではこの「土地の商品化」が説明し得ないのか——についての、もう一段深い論述がなお欲しいように思う。こうして「所有名義自身が商品として売買されることになる」(同)。そのうえで、この「土地の商品化」に関する(b)「特殊性」を宇野は強調する。

そしてこれは自明であって、土地はいま確認した通り「資本主義社会では一定の根拠によって一定の価格をもった重要な商品となる」(同)にしても、地代は「土地が一定の価値物として生産過程に使用せられるということから生ずるものではない」(旧『原論』454頁)以上、「土地の商品化」に明白な「特殊性」が絡むのはいうまでもない。そしてその点を、宇野は、「土地は……一定量の面積に対して剰余価値を分与せられ、かかる剰余価値の地代としての分配によって商品化する」(同)として説明し、そのことを通して、最終的には、「商品としても特殊な商品とならざるを得ない」(同)ことを示す。「土地商品化の特殊性」であろう。

まさにここからこそ、最後に(c)「利子論への移行」が設定されていく。その場合、宇野は、その移行焦点を、「土地は、それ自身でその商品化を確立するものではない」(同)点にこそ置くが、その含意は二重なようにみえる。つまりまず1つは、「土地の商品化」は、「資本においても、その所有自身が一定量の剰余価値を与えるものとして商品化することなくしては……完成するものではない」(同)——という「それ自身に利子を生むものとしての資本」規定と結合して、ここから「利子論への接続」が見込まれよう。ついでもう1つは、「土地の商品化」を支える「土地購入資金」の性格に他ならず、「かかる代価は資本家的には資本として投ぜられ得る資金」であると同時に「しかも農業その他土地に投ぜられる資本とは全く別個のもの」(旧『原論』455頁)であるかぎり、宇野によって、この「土地購入資金」のその源泉と関わってこそ、次に、「利子論への接続」が不可避だとされるわけであろう。

「土地の商品化は、かくして資本自身をして利子を生むものとしての資本に転化せしめずにはいないのであり、また資本のかかる転化によってその商品化を完成することになるのである。」(同)

このように概観してみると、宇野・絶対地代論は、結局以下のような「構造」をもっていると理解してよいことが分かる。すなわち、「絶対地代導入論」→「絶対地代展開論」→「利子論移行論」というトリアーテ構成に他ならず、その意味で、まさにこのような3段階論理構成を通してこそ、「絶対地代」の体系的解明が試行されているわけである。

〔2〕宇野・絶対地代論の展開 以上のような宇野・絶対地代論の基本構造を前提にして、次に(2)その「展開」へと具体的に入っていかなければならない。

そこで、第1は①「絶対地代導入論」がテーマとなるが、最初に(イ)「絶対地代の概念規定」はどうか。そこでまずその「基本前提」が問題とされつつ、宇野によって、「最劣等地の差額地代」との比較を通じて「絶対地代の固有性」が設定される。始めにそのロジックをやや詳細に追えば、宇野は最初に「最劣等地の差額地代」を基準として取り上げるが、それは「あらゆる土地が地代を支払われて借地されるということに外ならない」という点でより進んだ規定性を有するとはしても、「しかしそれはなお土地の私有制自身によって生ずる地代ではない」(旧『原論』440頁)——とみる。換言すれば、「最劣等地自身がなんらの地代をも支払わずして資本家の資本の投資を許すという前提が、優良地はすでに一定の地代を支払っているためにそれ自身としては地代を支払わない追加投資を行い得るとい事情によっていわば隠蔽されている」(同)ことに他ならないが、宇野は、以上のような基準と対質化しつつ、まさにそれとの乖離に即して「絶対地代の固有性」を指摘していく。例えばこういう。

「資本にとってはしかしこのことは決して最劣等地がなんらの地代をも支払わずしてその投資をなし得るとい保証を与えるものではない。……優良地にかかる最終投資がなされるということは、むしろ新たなる最劣等地が地代を支払うことなくしては資本を投じ得ないということを経験とする。そしてそれがまた従来の最劣等地にも地代を生ぜせしめたのである。」(旧『原論』440-441頁)

こうして論理舞台は一転する。つまり、「最劣等地といえども資本にとっては決して自由にその資本を投じ得るものではない」くなり、むしろ「何ほどの地代を支払わざるを得ないのである」(旧『原論』441頁)ことになる。まさしく、宇野による「絶対地代」の導入であり、「差額地代→最劣等地差額地代」の帰結として「絶対地代」が位置付けられる。

それをふまえて、宇野は次に(ロ)「条件設定」へと向う。いうまでもなく、「しかし最劣等地に借地料を支払って資本を投ずるといことになる、差額地代の一般的前提をなした最劣等地の個別的生産価格を市場調節価格とするといことは成立しなくなる」以上、「価格は、少なくとも最劣等地の個別的生産価格より借地料だけ高くならなければならない」(同)のは当然といつてよい——からである。こうして、絶対地代を可能とする「条件設定」が定められるわけであり、そこを軸として、宇野によって次の課題がこう示されていく。

「そこで問題は、最劣等地に地代が支払われるとすれば、土地生産物の価格は当然にその個別的生産価格以上に騰貴するものでなければならぬということになる。それはいかにして可能となるか。」(旧『原論』442頁)

このような「条件設定」を受けてこそ、宇野の着眼点は、ついで「絶対地代を可能にする価格関係」へと移らざるを得ない。言い換えれば、(ハ)「絶対地代を巡る『価値－生産価格』関係」の「特殊性」以外ではないが、宇野は、「直ちに土地生産物が独占価格をもって販売されるということにはならない」点にまず注意しつつ、積極的には「価値－生産価格の乖離」をこそ強調する。すなわち、周知の『資本論』型ロジックを踏襲しながら、まず、「資本の生産物にあっては、その価格は、生産価格を基準とするが、それは必ずしも価値と一致するものではない」とし、しかもさらに進んで、「価値と生産価格との間にはなお地代の如き他のものを容れ得る余地があり得る」(旧『原論』442-443頁)——とこそ説明が深められるとあってよい。まさしくこの「乖離分」こそが絶対地代であることはいうまでもなかるう。後に検討するように、「はなはだ苦しいいい訳」だといわざるを得まい。

以上のような「導入論理」を前提として、次に第2に②「絶対地代展開論」へと実際に入っていこう。そうであれば、何よりもまず(イ)「絶対地代の源泉と限度」がその焦点をなすが、最初に、その「源泉」と関わって、(a)「農業の特殊性」が全体の理論的前提をなす。すなわち、宇野の場合には——『資本論』を継承して——、「絶対地代の源泉」は何よりも「価値と生産価格との乖離」に求められるが、そのうえでこの「乖離」は、農業におけるその「資本の有機的構成の低位性」⁷⁾にこそ還元されるとあってよい。その点を宇野は、「土地生産物とその生産価格以上に売られるにしても、農業における資本の構成が社会的平均構成以下に低いとすれば、価値以下で売られるということもあり得る」(旧『原論』443頁)と説明し、最終的には、「したがってまた農業生産物の価格が、地代によってその生産価格以上に騰貴したとしても、それは必ずしも価値以上に出るとは限らないことになる」(旧『原論』444頁)と結論を下す。まさにこの「乖離部分」こそ、宇野のいう「地代の如き他のものを容れ得る余地」に相当するわけだが、そうであれば、宇野型「絶対地代の形成論理＝『源泉論』は、「農業部門の独自の設定→有機的構成の低位性→生産価格の『価値』以下性→乖離分の発

生→絶対地代の『源泉』化」というロジックにおいて把握可能ではないか。

後に立ち入って検討するように、この論理図式にはいくつかの無視し得ない難点が折り重なっていると思われるが、宇野の含意をもう一步確認しておく必要があるのは、(農業部門の独自の設定はともかくとして)取りあえずは、「農業部門・有機的構成」「低位性」の確定理由以外ではない。この点こそ宇野・絶対地代論証図式の「原点」をなすからであるが、宇野は『資本論』の叙述をも援用しつつ、その理由を例えば以下のように指摘していく。

「……農業においては、土地がその主要生産手段をなし、また土地所有による超過利潤の地代化は、資本の蓄積を一面では促進しながら他面では制限し、殊に回収が比較的長期にわたる固定資本の投下を阻害するという事は、その資本の構成の高度化を一般に他の工業におけるそれよりおくらせるものといつてよいであろう。」(旧『原論』443-444頁)

要するに、「土地所有による超過利潤の地代化」が「回収が比較的長期にわたる固定資本の投下を阻害する」点——がその「確定理由」として述べられているが、これはあくまでも「農業部門の現実性」以外ではあるまい。したがって、それを根拠にして、「資本の構成の高度化を一般に他の工業……よりおくらせる」と論理化するのはなお困難ではないのか。

こうして、さらに検討を加えるべき論点を残しつつ、以上のような論証図式に則って、宇野による(b)「絶対地代・源泉論」はこう結論されることになる。すなわち、現実的な「絶対地代の量的レベル」は、「市場の状況が、その価格に生産価格以上にどの程度に出ることを許すかを決定する」点に依存するとはしても、「絶対地代の源泉」そのものとしては、最終的には、「それが価値の範囲において生産価格を超過する部分を絶対地代化する」(旧『原論』447頁)——のだと⁸⁾。その意味で宇野・絶対地代源泉論は一応その完結に到達していく。

そのうえで(c)「絶対地代の限度規定」はどうか。換言すれば「独占地代」との相違に他ならないが、まず宇野は、「土地の所有はかくの如くに土地生産物の価格を地代を通して騰貴せしめはするが、しかしその価格がどの程度に決定されるかをそれ自身で決定するものではない」(旧『原論』447頁)として、問題の焦点を定める。そうであるが故に、「その価格がどの程度に決定せられるか」が問題としてクローズアップされざるを得ないが、宇野は、以下の2点に立

脚して、「土地に対する需要の増加として一方的に地代を騰貴せしめるものとはばかりはいえない」(同)とみる。つまり、まず1つは、「資本としても他の産業に投じて得られる利潤との比較の下に農業に対しても資本を投じ得る」という、「資本投資の部門間競争」であり、そのうえでもう1つこそ、「同じ土地が種々なる生産物の生産に充てられるということは、資本を通してその生産物の需要に対する供給を調節せしめることになる」という、「需給調節作用の発揮」、に他なるまい。まさにこのような、資本行動の貫徹によって、最終的に「絶対地代の要求も市場における生産物の価格の形成に決して直接的に反映するものではない」(同)と整理されていこう。まさに宇野によってこう集約される。

「かくて農産物の如き土地生産物の価格は、一般に需要の増加に対して一方では資本によって他の産業に投じて得られる利潤と比較せられつつ、他方では土地所有によってその資本投資を制限せられつつ、前者には平均の利潤を、後者には一定の地代を与え得るという条件を満たすものとして決定される。」(同)

まさに見事な叙述だといってよい⁹⁾。というのも、「絶対地代の水準」を規定する「農産物価格の水準」に関し、それが、「土地所有それ自身」によって決定されるのではない点は勿論のこと、「資本競争単独」で決まるのでもなく、まさしく「土地所有と資本競争との合同作用」においてこそ決定をみる——方向性が極めて明瞭に指摘されている、からに他なるまい。こうして、「絶対地代の水準決定」というポイントに即してこそ、宇野は「絶対地代の限度」をいわば「裏側から」設定したことになるが、そうであれば、翻ってそれとの対照性において、「独占地代」が、「市場価格が恒常的に価値以上に出ることになれば、地代はここにいう絶対地代でなくなってくる」(旧『原論』448頁)として逆に定義されるのもいわば分かり易い。要するに「絶対地代の源泉と限度」だが、それらを前提におきながら、そのうえで、まさしく「絶対地代の存立根拠」が宇野によってこう総括されていく。

「農業資本が一般に他の産業資本よりも低度の資本の構成を有し、また農産物が市場関係からもその価値の範囲内においてその価格を決定されるということは、抽象的には必ずそうならなければならないという根拠を有するものではないのであるが、資本が土地所有を、一般に資本によってその生産関係を規定せられる社会に容れ得る余地は、この2つの条件によって与えられる。」(旧『原論』448-449頁)

その場合、宇野によってここで触れられている「2つの条件」はすでに何度も出てきた点であり、しかもそこに無視できない難点が含まれていることは予め指摘した通りだが、この宇野の叙述でむしろ決定的に重要なのは、「この2つの条件」こそが、「資本が土地所有を、一般に資本によってその生産関係を規定せられる社会に容れ得る余地」を意味する——という条りではないか。この「2つの条件」に関しては後に検討を加えるが、それにしても、「絶対地代の特有性」こそが「資本—土地所有」を接合する紐帯であるという宇野の体系的提示は、極めて魅力に富んだニュアンスを秘めていよう。注意が必要な所以である。まさに以上のような視点に立脚してこそ、宇野は以下のように整理するといつてよい。

「かくして絶対地代は資本家的土地所有の基本的規定をなし、この規定を基礎にして独占地代もまたその根拠を——資本家的には非合理的なる、資本自身の性格も独占的になることなくしては、その社会に容れ得ないというような性格をも——明かにされるのである。」(同)

こうして、以上のように、「絶対地代の限度」を接点として、「土地所有」論点が改めて本格的に浮上してこざるを得まい¹⁰⁾。そこで続いて、(ロ)「土地所有」論へと視点を転回させていこう。その場合、その前提として、(a)「差額地代—土地所有」関係の確認が必要となるが、宇野によれば、結論的には、「差額地代」レベルでは土地所有のいわば「規制的な発動」はまだ規定できない——とされる。そしてそれは適切な処置だと思われるが、興味深いのはいうまでもなくその根拠であろう。そこで、その点に関する宇野の説明を追えば、それは、概略として、以下のような3段階の論理ステップが踏まれる。すなわち、(A)「差額地代としての地代は、たとい最劣等地に生じた場合でも、農産物の価格を最終投資による生産価格以上に騰貴せしめるものではない」→(B)「地代が存在するために価格を騰貴せしめるにしても、それは生産価格そのものを騰貴せしめるに過ぎなかった」→(C)「それは資本が、土地所有に影響され、その要求によって支払う地代によるにしても、資本と資本との競争関係を基礎として、その超過利潤を地代化したものである」(旧『原論』444頁)、というトリアードであって、結局、「差額地代における土地所有の積極的発動」を否定する最終的根拠は、宇野によって、「差額地代」は「資本と資本との競争関係を基

礎として、その超過利潤を地代化したもの」以外ではない——点にこそ還元されていよう。その場合、全体としては宇野の指摘のようだととしても、それでもなお、「差額地代」レベルで、この「超過利潤」がやはり「土地所有者の手へと移譲されていくロジック」についてはなお隔靴搔痒の感を免れ得ないが、それを割り引いても、この説明は極めて明晰であって見事だと思われる。要するに、「差額地代」レベルでの「土地所有の規定性」がまず否定されていく。

そのうえで、むしろそれとの対照性に即してこそ、(b)「絶対地代における場面転換」が表面化しよう。具体的には、今度は以下のような3段階ステップこそが進行すると宇野は主張する。つまり、(A)「土地が制限されているばかりでなく、私有されていていかなる土地もなんらかの地代を支払うことなくしては借地し得ないということになり」→(B)「それがために農業生産物の量が制限せられてその価格を騰貴せしめざるを得ないことになる」→(C)「それはもはや資本と資本との関係とはいえないことになる」(同)、という論理の流れに他なるまい。宇野によるこの叙述も明瞭だといってよいが、要するに、その基軸が、「もはや資本と資本との関係とはいえない」点に立脚した「土地所有の規制力の発現」——にこそ求められているのはもはや自明であろう。まさしく「場面転換」が進行する。

これら2つの論理を受けて、最後に、宇野は(c)「絶対地代—土地所有」関係の提起を試みる。つまり「資本一般が、土地所有によって制限せられる」点に即してこういわれる。

「資本が、土地の豊度の異なるところから超過利潤を得、これを資本の間に配分する機構を有さないために地代化するというのではなくて、土地所有そのものが一般に資本に対してその投資を制限し、なんらかの剰余価値部分の分与をなされない限りは、これを利用せしめないというのであって、生産物の価格は、資本と資本との間の関係を規制する生産価格を無視して騰貴せざるを得なくなる。……土地所有は、剰余価値が資本の間に平均的に分配される資本の原理を部分的に修正するわけである。」(旧「原論」444-445頁)

こうして、この「絶対地代」次元に至って始めて「土地所有そのものが一般に資本に対して積極的な規制力を発揮する」——と宇野によって確定されるといってよい。まさにこの点を通じてこそ、「いわば土地所有者が、資本家に対して全体として土地を独占するということから要求し得る地代である」(旧

『原論』451頁) ことも最終的に確定するに違いなく、そしてそうだからこそ、そこから、「その所有者に資本主義社会における特殊の地位を与えること」(旧『原論』452頁) も明瞭になっていこう。「土地所有者階級」の措定である。

以上のような「土地所有関係」の明確化の土台上にこそ、宇野による(ハ)「土地の商品化」¹¹⁾規定が位置づこう。そこで最初は(a)「移行規定」が注目されてよいが、いま確認した「土地所有の規制力」と関連して、絶対地代は、一方では「土地所有者という特殊な地位」を措定するとともに、他方では、絶対地代をもたらすこの物理的対象自身にも特殊な性格付けが与えられるに至る——と宇野はいう。例えば、その点をこう説明するわけである。

「それと同時に何人の労働の生産物でもなく、したがってまたなんらの価値をも有するものでもないのに、土地は、その所有者に年々の労働によって形成せられる剰余価値の一部を分与せしめるものとして、資本家的社会でも特殊の商品となるのであった。所有名義自身が商品として売買されることになるのである。」(旧『原論』452-453頁)

いうまでもなく、宇野の含意は明瞭であろう。すなわち、絶対地代規定を起点とする、「絶対地代→土地自身が地代を生むという観念→剰余価値の土地への自動的分与→収益請求権としての商品化→所有名義自身の商品化→土地の商品化」、というロジックの進行であって、こうして宇野は、「絶対地代→土地の商品化」への移行を提示していく。しかしここで注意すべきは、——この論理がいわゆる「擬制資本化システム」に相当するのは自明だが——このようなシステム成立の基本条件をなす「利子率」が、この篇別レベルではなお未成立である点に他ならず、「土地の商品化」をこの「絶対地代論」段階で提起可能か否かについては問題を残そう。換言すれば、この「土地の商品化」に関しては、「利子論の位置」とも関わって、「それ自身に利子を生むものとしての資本」との相互連関考察こそが不可欠ではないか。

そのうえで、宇野は次に(b)「土地商品化の特殊性」へと移る。周知の如く、歴史的には、「土地の商品化」は、「資本家的生産方法が、その基礎をなす労働力の商品化にあたって、先ず直接の生産者から土地の収奪をなさなければならなかった」(旧『原論』453頁)のは自明だが、宇野は、それを強調しつつも、このようないわば「事実上の私有」が、絶対地代の形態を経由して「資本家的に容認された私有となる」(旧『原論』454頁)事態こそ、さらなるアクセントを

置いていく。そしてそうだからこそ、「元来、土地は如何に生産手段として役立つにしても、それ自身労働の生産物ではなく、したがってまたその私有は他の資本としての生産手段と異って、それ自身としては商品経済的にも合理的根拠を有するものではない」(旧『原論』453頁)にもかかわらず、結局、「土地は……一定量の面積に対して剰余価値を分与せられ、かかる剰余価値の地代としての分配によって商品化する」(同)——と整理される。まさに「土地商品化の特殊性」こそが導出可能になっていこう。

そうであれば、総合的に纏めて、最後に(c)「土地商品化の歴史的固有性」が宇野によって集約をみる。すなわち、まさしく以上のような、「事実上の私有→絶対地代→資本家的に容認された私有」という論理ステージ移行を経るといふ点こそがその「固有性」として重要だ——と宇野は強調するわけであり、したがって、何よりもまさにこの「歴史的固有性」が、「(土地は)商品としても特殊な商品とならざるを得ない」(同)という結論の、その枢軸点を占めているのではないか。いわゆる「土地商品化の歴史的固有性」に他ならない。

その場合、もちろんここには、「理論」と「歴史」との複合性の整理——という難問が伏在してはいるものの、宇野による以上のような整理は、何としても見事だという以外にはあるまい。

以上を前提としつつ、最後に第3に、宇野によって③「利子論への接続」¹²⁾が試みられるとあってよい。そこで最初に(イ)「設定背景」こそが問題となるが、それは一筋縄にはいかない。というのも、宇野によるこの「利子論への接続」論点の焦点は、「この過程はしかし土地の商品化を完成するものではなかった」(同)という点にあり、その意味では、ここでは、すでに宇野自身によって提起された「土地の商品化」概念のまさに「不完全性」こそがむしろ前面に出てくるから、に他ならない。したがって、ここには一定の理論的な「修正」が絡んでいるのであって、その点では、「利子規定の未展開の段階で『土地の商品化』が説明できるのか」という疑問に対して宇野が自ら答えを示す——という意味合いが濃厚である。何よりも、「利子論への接続」がもつ、このような図式に予め注意を払っておきたい。

そのうえで、具体的に(ロ)「接続論理」に入っていくと、宇野は、その際のポイントとして以下の2点を指摘するといつてよい。そのまず1つ目は、「土

地が定期的に一定量の剰余価値をその所有者に与えるものとして商品となる」(同)ための(A)「成立条件」以外ではなく、「資本においても、その所有者が一定量の剰余価値を与えるものとして商品化することなくしては」「土地の商品化」は完成しない——とされる。約めていえば、「資本がそれ自身で利子を生むものとならなければ完成するものではない」(同)と宇野はみるわけであろう。まさしく、「利子論への接続」が不可欠なその所以ではないか。それを踏まえて2つ目として、土地購入に関連させながら、その「代価は資本家的には資本として投ぜられ得る資金をもって支払われる外はない」(旧『原論』455頁)という(B)「土地購入資金」こそが問題とされる。つまり、宇野によって、「土地の購入に充てられたる資金は、農業その他土地に投ぜられる資本とは全く別個のものとなり、土地の所有によって得られる地代を目標に投ぜられるのである」(同)と説明されるのであって、このような性格をもつ資金のあり方解明が独自に必要だ——と繋がっていかう。要するに、「利子論への接続」に他なるまい。

こうして、最終的に(ハ)「総括規定」がくるのであり、「利子論への接続」を宇野は以下のように試みていく。何よりも、「土地の商品化—利子論の内在性」以外ではないであろう。

「土地の商品化は、かくして資本自身をして利子を生むものとしての資本に転化せしめずにはないのであり、また資本のかかる転化によってその商品化を完成することになるのである。」(同)

[3]宇野・絶対地代論の特質 では、このような展開内容からなる宇野・絶対地代論の(3)「特質」はどのように整理可能であろうか。そこで、その「特質」の第1としては①「差額地代論との異質性」が確認されてよい。もう一步具体的にいえば、それは、地代論の全体的体系展開において、「差額地代—絶対地代」の相互関係を、その「同質性」というよりはむしろその「異質性」という点にこそ主要なアクセントを配置して構成する方法——だといってよい。周知の通り、地代論の全体的体系は、「差額地代一般論→差額地代第Ⅰ形態→差額地代第Ⅱ形態→最劣等地に生じる差額地代→絶対地代」という構図をもつが、宇野・地代論にあつては、このうち「差額地代→絶対地代」という移行に「質的な断絶」を持ち込むものになっているわけである。その点を立ち入って問題にす

れば、それは特に以下の3点においてこそ際立っていると判断可能ではないか。すなわち、まず第1点は(イ)「差額地代」にあつては、土地等級の自然的格差を前提としつつ、個別資本の相互競争の帰結として、そこで生じる超過利潤が土地所有者に結果として「移譲」されていく——論理が展開されていた。したがって、この「差額地代」レベルでは、「土地所有」の存在が前提となりつつも、その「実質的効力」がいまだ問題とはならないままに、「超過利潤」の「単なる帰属先」としてだけ処理されていこう。換言すれば、「差額地代」領域においては、「資本の投資競争行動」こそがその基本的考察課題だといつてよく、その水準で、一応の論理的法則性が検出可能だといえた。要するに、生産価格の運動規定性の貫徹が検出し得る。

それに対して、宇野・地代論では、第2点として、(ロ)「絶対地代」の「差額地代からの異質性」が顕著に際立つ。その場合、その焦点は、——いまふれた「差額地代」次元での取り扱い方との比較において明瞭なように——(a)「土地所有の規制的性格」(b)「資本の投資競争行動の阻害」(c)「生産価格型市場調整作用の障害」という3点に集約可能だが、総合的にいって、宇野・地代論構成においては、「絶対地代」論は、「差額地代」論からのいわば画期的「異質性」の強調にこそ力点が置かれながら展開されていると判断してよい。要するに、宇野・絶対地代論は、「土地所有—資本の対抗関係」へと主題が移り、まさにその中で、「土地所有の資本に対する制限作用」の解明こそが目指されているとも性格づけられよう。その点で、「利潤論→差額地代論」として貫徹してきた資本の行動様式分析は、この「絶対地代論」に差し掛かって一定の切断を余儀なくされていると判断せざるを得まい。

したがって、第3点には(ハ)こう「集約」されてよい。すなわち、宇野・絶対地代論では、その目立った特質として、「差額地代論—絶対地代論の『断絶性』」が指摘できるのであって、「差額地代→絶対地代」を結びつける、その共通基盤的紐帯は決して強くはない。

ついで、宇野・絶対地代論の第2の特質として、②その「価値実体的視角の強韌性」が指摘可能なのはいわば自明である。換言すれば、「絶対地代の源泉＝『価値』と生産価格との『量的乖離分』」とする、——『資本論』絶対地代規定を踏襲した——宇野・絶対地代論の中核の規定方式以外ではないが、その実質

的内容にまで立ち入ると、それは以下の3点からこそ構成される。つまり、まず第1点は(イ)「地代論における『価値規定』の無前提的残存」であって、このような「実体論的な価値規定」が、「利潤論—生産価格論」をすでに経由したこの「絶対」地代論にまで延長して適用されている点——がことさらに目立つ。言い換えれば、宇野・絶対地代論における「価値実体的視角の強靱性」という根本的特質を支えているその何よりも基軸こそ、この「絶対地代論への価値実体規定の継続的持ち込み」だといわねばなるまい。その点で、個別資本の投資競争行動論との関連において、宇野による、「絶対地代論への価値実体規定の持ち込み」がまさに明瞭に確認される必要がある。

それに加えて、宇野・絶対地代論の「実体的性格」を支える第2点としては、(ロ)「『価値』—生産価格の『横並び型比較』」こそが顕著に目を引く。すなわち、それは、「絶対地代の源泉＝価値と生産価格との乖離分」という宇野の絶対地代規定からいわば自動的に帰結する論点以外ではないが、生産価格概念論に引き付けて再規定すると、宇野のこのような方法は、「生産価格」を全面的に「価値実体次元」に還元してしまう「実体論的处理」に他なるまい。換言すれば、(a)「生産価格」をこのような「生産価格処理」を通してまず「実体的水準」へと還元し、ついで、(b)それによって、「生産価格—価値」両者を、「価値実体レベル」という同一基準平面で「横並び」で量的に比較できるからこそ、最終的に、(c)「価値と生産価格との『乖離分』」として「絶対地代の源泉」が確定可能となる——わけであろう。その点で、ここには、宇野・生産価格規定が孕む、その端的な素顔が顔をのぞかせている。

したがってそうであれば、宇野によるこのような「乖離論型・絶対地代論」が、第3点として、(ハ)「実体論的利潤論」のその延長線上にこそ位置づくのは自明であろう。というのも、前稿ですでに立ち入って検討した通り、宇野・利潤論には、——『資本論』の一面を強く継承する方向から——利潤規定を「価値実体論」的に展開する側面がなお強く残存していた。その結果、それが、「費用価格→利潤→利潤率→一般的利潤率→生産価格」の論理的展開に一定の「実体論的歪み」を持ち込むとともに、ヨリ体系的には、「利潤論」のその「競争論＝運動論」的側面を軽視することにもなったといつてよい。要するに、宇野・利潤論は「利潤規定の運動機構論的役割」分析としてなお課題を残してい

た——といわざるを得ないが³、その難点こそが、まさにこの「絶対地代」論において、「絶対地代＝価値と生産価格との乖離分」というその規定性に象徴的に発現しているように思われてならない。

最後に、宇野・絶対地代論の第3特質としては、③「土地所有の外在化」こそが指摘されてよい。そこでこの論点の含意の第1点は、(イ)「土地所有概念化の順序」が興味深い。この点は、「土地所有把握」における宇野方式の大きなユニーク性であってそれに対しては毀誉褒貶の格差が大きい⁴が、宇野の説明構成では、「土地所有概念」は以下の3位相に即してこそ理解されているように思われる。すなわち、(a)「直接の生産者から土地の取奪をな」(旧『原論』453頁)すという「事実上の土地所有」、(b)「剰余価値を単に差額地代として分与するという限度に留まる」(旧『原論』439頁)ものとしての、「土地所有をその外部に」確立するような「資本家的土地所有」、(c)「土地所有そのものが一般に資本に対してその投資を制限し、何らかの剰余価値部分の分与をなされない限りは、これを利用せしめない」(旧『原論』444頁)という「絶対地代次元の土地所有」、これである。つまり、「近代的土地所有→差額地代型土地所有→絶対地代型土地所有」というトリアーデに他ならず、その点で、この着想は極めて味わい深い。しかしそうだとしても、第2点として直ちに気になるのは、このような宇野図式における、(ロ)「土地所有理論化の消極性」ではないか。つまり、このようなロジック展開に従えば、「土地所有」を一定の論理経過として導出することは一切不可能になってしまう。例えば「事実上の土地所有」はともかくとして、後の「2類型の土地所有」は、それぞれ「差額地代」および「絶対地代」を成立させる「与件」として、いわば「前提」されるに止まる以外にはない——であろう。したがって、その結果、宇野にあっては、「土地所有の理論的措定化作業」への関心は顕著に弱められざるを得まい。

したがって、最後に第3点に、(ハ)「土地所有の理論的外在化」が結論されるのは自明ではないか。要するに、宇野体系にあっては、「土地所有」と「資本運動」とは結局は「外在的関連位置関係」に終始する——という構図が描かれるのであり、この側面にも、宇野・絶対地代論の際立った特質がみて取れよう。反対からいえば、資本が「土地所有」を自らの運動機構に「取り入れ・再編成する」という、「資本運動による、土地所有の包摂機能」の体系的分析が弱い

ということでもあり、ここからも、宇野・絶対地代論のその1つの特質が明瞭に浮かび上がってくる。まさに、宇野・絶対地代論の目立った個性だといえよう。

II 宇野・絶対地代論の意義と問題点

[1]宇野・絶対地代論の位置 ここまでで、宇野・絶対地代論の内容を詳細にフォローしてきたが、このような内容把握に立脚しつつ、次に、宇野・絶対地代論の「意義—問題点」へと具体的に入っていこう。そこで、最初にその前提として、まず宇野・絶対地代論の(1)「位置」を手短に振り返っておきたい。このような視点から宇野・絶対地代論の体系的位置を改めて確認してみると、その焦点が³、資本投資活動が「土地所有」という自然的制限に直面した場合のその対応システムの解明——にこそあることが分かる。換言すれば、「資本による『土地所有包摂システム』の解明」という点こそが宇野・絶対地代論の基軸だといってよいが³、それは具体的には、例えば以下のような3側面からこそなっていよう。

すなわち、まず第1点は①「利潤論の具体化」¹³⁾という側面であって、絶対地代論をその1つの構成部分とする「地代論」の全体は、何よりも、これに先行する「利潤論の理論的適用化」という位置づけを与えられている。もう一歩立ち入っていえば、——「利潤論」で解明される——(イ)個別資本の投資競争行動が帰結させる「一般的利潤率の形成」、(ロ)全ての個別資本に平均利潤を保障する「生産価格の成立」、(ハ)「生産価格」水準を帰着点とする「市場価格調整機能の展開」、という3枢要点を前提としつつ、その具体的適応化こそが貫徹されるという構図に他ならず、まさしく「利潤論の具体化」こそが焦点をなす。

そのうえで、第2点としては②「具体化ロジック」側面が重要であろう。つまり、このような「具体化」の必然的対象こそが重要だが、それが³、「土地所有」という「自然的制約」以外ではない点は自明であろう。やや具体的に指摘すれば、(イ)資本の投資競争行動が「土地所有＝自然的制約」に直面するからこそ、次に(ロ)資本によるその「制約解除形態」として「利潤論の具体化」が不可

避となり、(ハ)まさしくその帰結として、「地代形成システムの形成」が必要になる——という論理、これである。約めていえば、「利潤論」の、「土地所有」に対応した、その「具体化」という図式こそが体系的に確定される必要がある。

したがってそうであれば、第3点目として、③「宇野・絶対地代論の位置」は結局以下のように整理されてよいのではないか。すなわち、「絶対地代論」こそは「資本による、土地所有包摂の現実的機構論」以外ではなく、何よりもその軸点には、個別資本による、「生産価格体系を基準とした市場調整機構の貫徹」が存在すること——が決定的に重要であるのだと。

[2]宇野・絶対地代論の意義 このような宇野・絶対地代論の「位置」を参照軸にして判断すると、次に、宇野・絶対地代論の(2)「意義」はどのように整理可能であろうか。そこでまず第1の意義としては、①「絶対地代論・篇別構成の整備」が指摘されてよい。すなわち、当面の課題である「絶対地代」解明を巡るその分析舞台が適切に設定されている点に他ならず、その点をもう一步具体的に示せば、それは概略として以下の3論点からなるように思われる。やや立ち入っていくと、まず第1論点としては、(イ)「利潤論→地代論」という構成が指摘可能であって、その連関の体系的性が評価できよう。つまり、「利潤論」で確定をみた「一般的利潤率規定・生産価格規定」をふまえたうえで、そのような利潤論諸規定の応用＝具体化として「地代論」へと連結されている点が重要だといってよい。要するに、「一般的利潤率・生産価格を基準とする価格調整機構」の、「自然的制約＝土地所有」に直面した、その「現実的処理システム」としてこそ、「地代論」が位置づけられていくわけであろう。そのうえで、第2論点は、(ロ)「地代論の内部構成体系」の明瞭性こそが評価されてよい。何度か指摘した通り、宇野・地代論は、「地代一般論→差額地代第Ⅰ形態→差額地代第Ⅱ形態→最劣等地の差額地代→絶対地代」というロジックを辿るが、「絶対地代」に帰結する、その「地代論体系化」は論理体系的であって、その意義が改めて確認可能ではないか。換言すれば、当面の「絶対地代」はかかる地代論展開のその到達点なのであり、したがって、この「絶対地代論」に対して、「土地等級差→超過利潤発生→資本競争→超過利潤の地代化」から構成される、「土地借用を巡る個別資本競争」という「差額地代形成システム」がすでに理論的前提として与えられていること——はいわば自明なのである。

それをふまえて最後に第3論点としては、(ハ)「絶対地代→利子論への移行」が示されている側面も、宇野・絶対地代論の1つの意義だと考えられよう。すなわち、「絶対地代」に即して、「土地自体が地代を生む」という事態が発生することを根拠としつつ、それと同じロジックによって「資本自身が利子を生む」という「観念」も成立するとされ、そこから次に、「利子論への移行」こそが提示可能だといわれる。その意味で、本来その性格を異にする「地代→利子」への範疇移行に関して、その重要な示唆が与えられたのだといつてよい。

ついで、宇野・絶対地代論の「意義」の第2として、②「絶対地代に関する『源泉－限界』」という図式化設定が指摘可能ではないか。すなわち、「絶対地代」を巡る「その理論的根拠付け」が興味深いテーマを構成している——という点以外ではないが、評価し得るその中心ポイントとしては、取り分け以下の側面にこそ集約できよう。例えば、次のような宇野の叙述こそ、「土地所有－資本投資」との相互関連説明について極めて重要ではないか。

「かくて農産物の如き土地生産物の価格は、一般に需要の増加に対して一方では資本によって他の産業に投じて得られる利潤と比較せられつつ、他方では土地所有によってその投資を制限せられつつ、前者には平均利潤を、後者には一定の地代を与え得るという条件を満たすものとして決定される。市場の状況が、その価格に生産価格以上にどの程度に出ることを許すかを決定するのであるが、それが価値の範囲において生産価格を超過する部分を絶対地代化するわけである。」(旧「原論」447頁)

すでに先にも掲げた宇野の叙述だが、改めて吟味しても極めて優れた把握だと思われる。何よりも、「絶対地代の源泉」が、一方での、資本による「部門間競争」と、他方における「土地所有による投資制限作用」との、相互交渉に即しつつ、極めてダイナミックに規定されている——からに他ならず、宇野は、——少なくとも一面においては——このような「土地所有－資本競争の『動態的交錯メカニズム』」においてこそ「絶対地代の源泉論」を展開しようとしている点が、軽視されてはなるまい。宇野・絶対地代論の決定的な意義であろう。

そのうえで、宇野・絶対地代論の第3の「意義」こそ③「土地所有の段階的把握」¹⁰視角のように思われる。そしてこの点は以下の3ポイントからなるが、まず第1ポイントは(イ)「土地所有＝絶対地代論の要諦」という理解ではない

か。すなわち、宇野・絶対地代論においては、「土地所有」の扱いこそがいわばそのメインテーマとなっているということに他ならず、「絶対地代」論の中で「土地所有」を解明しようとする宇野の意欲は極度に強い。そしてこの方向性は適切であって、「絶対地代」に即して「土地所有」の特質を明瞭にしようという宇野の意図は十分に評価されてよい。そのうえで、この点をもう一步具体的に指摘すると、それは(ロ)「土地所有の段階的理論化」に関わる。すなわち、「事実上の土地所有→差額地代型土地所有→絶対地代型土地所有」という「3部構成」以外ではないが、その中で、(a)「近代的所有物件＝『商品』としての土地所有」→(b)「超過利潤の結果的帰属先としての『非能動性発動型・土地所有』」→(c)「超過利潤形成力能主体としての『能動性発動型・土地所有』」、という「土地所有の3タイプ」が論理化されたといつてよい。まさにその意味で、地代論の論理展開と対応した「土地所有の論理的パターン化」が明瞭であって、宇野による、「土地所有の概念化」に対する、その意欲の強靱性が評価できよう。

こう考えてよければ、結局、このような宇野による「土地所有の概念化深化」は、結論的にみて、こう意義付けることが可能ではないか。つまり、(ハ)「土地所有の原理的位置付け」への指向性こそに他ならず、「資本主義社会の3大階級」の一角を占める「土地所有者階級」の経済的位置が、ここで初めて確定されることとなる。したがって、原理論体系のうちで、この「絶対地代論」を措いては「土地所有者階級」の存立根拠を開示する場所は一切ないかぎり、「絶対地代」論におけるこのような「土地所有」の理論付けこそは、経済学原理論の体系的確立作業に対してもその決定的な効果をもつのだ——といつてよい。

〔3〕宇野・絶対地代論の問題点 以上のような宇野体系の積極的意義を前提にして、次に③宇野・絶対地代論の「問題点」へと目を向けよう。そこで最初に問題点の第1は、何といても①「絶対地代の『源泉—限度』視角」¹⁹⁾が無視し得まい。その場合、その問題性は3側面からなるが、まず1つ目にその基本前提としての、(イ)「農業・資本構成に対する独断的判断」が顕著に障害をなそう。つまり、宇野は「農業部門・資本構成の低度化→生産価格を超える価値水準→乖離発生」というロジックを土台として設定するが、その起点としての「農業・資本構成の低度化」はおよそ理論的に証明できるものではあり得ない。そもそも、原理論では「農業部面」を独立に論理的に抽出することさえ

困難なうえに、その資本構成を「低位」だと確定することなどはさらに不可能だといふべきではないか。こうしてまず、その根本的前提か疑問であろう。ついで2つ目として、(ロ)「価値規定の設定」にも難点があろう。というのも、「価値—生産価格の乖離」といわれる場合の、この「価値」とは一体どのような抽象レベルの概念なのか——が著しく不明確だからであって、「資本構成」と直結させられている以上、それは「労働量に規定された価値実体」だと考えざるを得ないが、すでに個別資本の投資競争が対象となっているこの地代論段階で、「労働量に規定された価値実体」が「無傷のままで」論理化することはおよそ不可能ではないか。そうではなく、この「価値」を「市場価格の均衡水準」と理解することもできなくはないが、そうなると今度は、それと「生産価格を比較する意味」はなくなろう。そのうえで3つ目は、(ハ)「価値—生産価格の『横並び』操作」が極度に不適切だということ以外にはない。なぜなら、「乖離」分を「絶対地代の源泉」とする以上、そこでは、「価値—生産価格」を「横並び」に置きつつ両者間の「引き算」がなされるわけだが、その結果、このような操作を通して、「生産価格の価値実体規定への還元」という誤りが生じる——からに他ならない。これでは、「価値実体」とは異なる「生産価格規定」の意義が、全面的に解体に瀕するのではないか。

要するに、まず体系的にみて、「価値—生産価格の乖離」を焦点とした、宇野・絶対地代論の「価値実体論」型把握には極めて大きな問題点が残存しているという以外にはない。

そのうえで、宇野・絶対地代論における「問題点」の第2は、②「競争論的＝機構論的視角の弱体性」ではないか。そして、このような「競争論＝機構論視角」の不十分性が、いま直前に確認した「価値実体的方法」の濃厚性の、いわばその「逆表現」以外でないことは当然だが、この問題点は内容的には以下の3側面から出来上がっている。すなわち、まず1つ目は、その土台が(イ)「価値—生産価格関係の不適切性」にある点であろう。すでに具体的に検出したように、宇野・絶対地代の「源泉＝限度論」では、「絶対地代＝価値と生産価格との『乖離分』」という基本規定に制約を受けて、一方での、「価値実体規定を地代論にダイレクトに配置する」という「価値論次元での誤り」と、そして他方での、「生産価格を価値と『横並び』で比較する」という「生産価格論次元での誤り」とが、

いわば重層して発生していた——が³、この点にこそ、宇野・絶対地代論における、「競争論＝機構論視角の欠落」という難点の、その「土台」があるとみてよい。約めていえば、宇野・絶対地代規定における、「価値および生産価格規定の両方向」からするその不適切性が、まさにこの問題性の根底にある。

したがって、この点に阻害されることによって、次に2つ目として、(ロ)「競争論＝機構論的メカニズムの未整備性」こそが表面化してくる。具体的に示せば、宇野・絶対地代規定には、——その「意義」としてすでに確認した通り——「土地生産物の価格は……一方では資本によって他の産業に投じて得られる利潤と比較せられつつ、他方では土地所有者によってその投資を制限せられつつ、前者には平均利潤を、後者には一定の地代を与え得るという条件をみたすものとして決定される」(旧『原論』447頁)——という重要な叙述が存在するが⁴、にもかかわらず、それが適切には堅持されていない点が問題となる。まさしくこの叙述こそ、「絶対地代」を、「資本の投資競争行動」と「土地所有の投資制限作用」との「交錯」を通じて、換言すれば、「平均利潤」と「一定の地代」との「交錯」に即して、解明する——という視角そのものであり、したがって、そこには、何よりも「競争論＝機構論的視角」の「原型」が内包されていると考えられる。したがって、この視角の不徹底が極度に目に付くという以外にはない。

以上を集約すると、最終的には3つ目に、その「基本要因」として結局(ハ)「利潤論未整備性の貫徹」こそが指摘されてよい。すでに、前稿で詳細に検討したように、宇野・利潤論には、「利潤規定の運動機構的役割」という点において重要な難点が検出できたが、その問題性が、未解決のままこの「絶対地代論」にまで持ち越されてきているのはもはや確実ではないか。その場合、その根因が、宇野・利潤論における、「個別資本設定＝総資本排除」・「価値実体規定排除＝価格機能重視」視角の未整備にこそ求められてよいのは自明だが、まさにそのような欠陥が、結果的には、「費用価格→利潤→利潤率→一般的利潤率→生産価格」という利潤論体系の全体に、「競争論＝機構論の弱体性」という問題性を残したのは明瞭であった。まさにその「弱体性」こそが、この「絶対地代論」にまで基本的には貫かれることによって、その「競争論＝機構論」視角を阻害したのだ——というべきであろう。

最後に、宇野・絶対地代論の第3「問題点」としては③「土地所有の『外在化』」が指摘されてよい¹⁰⁾。すでに繰り返しみてきたように、「絶対地代—土地所有の相互連関」を考察焦点においた着眼は、宇野・絶対地代論の白眉だと評価可能だが、それでも、以下の点は、「土地所有の外在化」という関連でなお疑問を禁じ得まい。すなわち、まず1つ目は、(イ)「差額地代における土地所有の性格」についてであって、「なぜ土地所有者が差額地代を得られるのか」は、宇野・地代論にあっても決して明確ではないという点に関わる。すでにフォローしたように、宇野体系では「土地所有の3類型」化という優れた視点があり、その中で、「差額地代レベルの土地所有」は、「土地の豊度の異るところから超過利潤を得、これを資本の間に分配する機構を有さないために地代化する」(旧『原論』444頁)ことにのみ関わっており、したがって、自ら「地代を要求する性格の土地所有」ではないとされる。その場合、その点に基本的な疑点はなくそう述べる以外にはないと思われるが、しかし、そうだとはしても、資本間競争の結果として、超過利潤が「土地所有」へと「押し出されていく根拠」は一体何なのであろうか。逆からいえば、「超過利潤を生み出す」ような「資本の投資競争」は、それを実行する対象としての「土地所有」に対して、「何らかの使用代価」を予め支払う必要はないのであろうか——という点の考慮がなお必要なのではないか。こうして、「差額地代—土地所有の関係」への目配りが宇野においては十分とはいえない。

ついで2つ目こそ、(ロ)「絶対地代による『土地所有包摂化』」というアングルの未整備性が極度に目に付く。周知の通り、宇野による「絶対地代—土地所有」関係は、「土地所有そのものが一般に資本に対してその投資を制限し、なんらかの剰余価値部分の分与をなさないかぎり、これを利用せしめない」(同)という「投資制限性」にこそ、その焦点があった。もちろんこの方向性は否定すべくもないが、このような「外部制限性」を一面的に強調するのは疑問だといってよい。というのも、他方には、地代論こそは、「資本にとって外的な制限としての土地所有が、資本家的生産関係の枠の中に入れられるために生ずる剰余価値の地代としての分配関係を明らかにしよう」(旧『原論』386頁)とするものだ——いう、宇野自身による、極めて枢軸的な視角があるからであって、「外部制限性」に過度に傾斜した「絶対地代—土地所有」関連把握は、

そのような宇野の理論成果をいわば「台無し」にしてしまいかねない点で大きな錯誤性をもつ。その意味で、まさに「土地所有」は難問なのだ。

こう考えてくると、3つ目として、以下のような意味で、結局は(ハ)「土地所有の外在化」こそが、宇野が抱えた「難点」のその根幹だというべきではないか。すなわち、宇野は、取り分け「絶対地代論」において、「資本投資競争—土地所有」両者の相互関連を周到にもその中心課題に配置するという優れた着眼をみせたが、「土地所有の制限性」が過度に強調されたため、「地代論を媒介とする『資本による土地所有の包摂化』」という「有効なベクトル」が、それだけ後退してしまったのだ——と。まさしく「土地所有の外在化」である。

Ⅲ 絶対地代の形成メカニズム

[1]絶対地代論の体系化 以上のように検討してきた宇野・絶対地代論を前提として、そこに残された未解決点の克服をも試行しつつ、一定の問題提起を提出してみたい¹⁷⁾。最初は(1)「絶対地代論の体系化」から入るが、まず第1に①「差額地代論からの移行」はどうか。そこでまず(イ)「差額地代規定」に必要な限りでフォローしていくと、「土地豊度・位置」の総合評価としての「土地生産性の相違」に対応して、それを借地する個別資本における「個別生産価格」に差異が生じる点がまず前提をなす。ついで、その相違の特有な調整方式が重要だが、農産物に対する社会的需要を充足させるために、最も生産性の低い土地の「個別生産価格」をこそ社会的に承認してそこからの供給分を確保することが不可欠だから、その点に条件付けられて、そこでの価格水準を「市場調節価格」とせざるを得ない。まさに「市場生産価格決定方式」の適用であって、いわゆる「限界原理」の貫徹以外ではないが、その結果、その最劣等地以上等級の土地にそれぞれ「超過利潤」が発生するのは当然であろう。しかしそうであれば、各個別資本の間で、ヨリ多くの「超過利潤」獲得を目的とした、ヨリ優等な土地への「借地競争」が発現する以上、そのような借地を求めるプレミア支払競争が進み、その運動を通して、プレミア分は「超過利潤」分へと無限接近を辿ろう。換言すれば、そのプレミア分の極限值はこの「超過利潤」水準によって規定されざるを得ないわけであって、この「資本→土地所有者へ

の借地プレミア」こそが「差額地代」に他なるまい。その点で、「差額地代」は、「土地所有者へと『押し出された』超過利潤分＝『プレミア分』」と規定されてよく、まさしく資本投資活動の帰結である。

そのうえで、以上のような「差額地代第Ⅰ形態」と、——同じ土地への追加投資間において発生する「差額地代」である——「差額地代第Ⅱ形態」とのいわば合成作用の結果としてこそ、(ロ)「最劣等地に生じる差額地代」が規定できる。つまり、既耕作地における追加投資の生産性が、最劣等地のそれよりも下回るケースが進行すれば、この場合には、この既耕作地の追加投資こそが「最劣等投資」となる以上、その「個別的生産価格」が「市場調節価格＝基準価格」となって、逆に、「最劣等地」には「超過利潤＝差額地代」が発生することになる。いうまでもなく、「最劣等『地』」と「最劣等『投資』」との「特有な交差」にこそその根拠が求められてよいが、こうして「差額地代の応用問題」が確認できる。

まさにこの「最劣等地に生じる差額地代」を接点にして、ついで(ハ)「絶対地代への移行」が設定されてよい。すなわちこの結果、「最劣等地」にも地代が生じるケースが検出された限り、資本制的生産においては「全等級の土地」は須らく地代獲得の可能性を「潜在的」に有する——という「観念」が発生してこざるを得まい。「絶対地代への移行」である。

そこで第2に②「絶対地代の形成機構」へと進もう。そうであれば、まず最初に(イ)「前提」の確定が不可欠だが、いまみた通り、「最劣等地に生じる差額地代」を理論的媒介項にして、「全既耕作地での地代発生→土地そのものが地代を生むという観念成立→未耕地の土地所有者による地代要求→地代支払を条件とした借地許可」という、一連の「土地借用ロジック」が進行していく。要するに、「地代支払を条件とする土地貸借→土地所有者による先行的な地代要求→農産物価格の上昇→市場調節価格水準の上昇」、という新動向が進むと、いってよく、まさしく、このような論理的質を有する地代としてこそ、「絶対地代の規定性」が発現をみる。

そうであれば直ちに検討を要するのは、何よりも(ロ)「絶対地代の形成メカニズム」以外ではあるまい。さていまみたように、「最劣等・未耕地」においても、土地所有者による「耕作許可の前提的代価」たる一定の地代が予め請求さ

れ、その支払なくしてはそこでの耕作が許されないとすれば、——その耕作による生産物が社会的需要の不可欠な最終供給分をなす限り——そこでの「個別的生産価格」にその「一定の地代」を上乗せした個別価格こそが「市場調節価格」となる。したがって、それにより、この「新規耕作開始」ともなう投資部分によって規定される新しい「市場調節価格」は、その「絶対地代」分だけ上昇せざるを得ないが、そうなるとその結果、ヨリ優等な土地の生産物価格もそれだけ上昇することになるから、そこでの「超過利潤＝地代部分」も当然上昇すると考えてよい。しかし、その場合に重要なのは、既耕作地の増大した「超過利潤＝地代部分」の中に、——外面的には「差額地代」という形態を取ってではあるが——「絶対地代」に相当する分(面積当たり一定額)がすでに入っているという点であって、概念的に解析すれば、ヨリ優等地の地代は、「本来の差額地代と一定額の絶対地代」両者の合計だと判断されるべきであろう。

こうした仕組みこそが「絶対地代の形成メカニズム」の基本像だが、そのうえで考慮が必要なのは、このような図式における「絶対地代の限度」ではないか。言い換えれば、土地所有者が新規耕作に際して「土地耕作許可料」として要求し得る地代の限度であるが、それについては、「投資競争機構」によって画される明瞭な一定の限界がある。すなわち、土地所有者の地代要求が過大であれば、未耕作地への「新規投資」は見合わされて、むしろ——「絶対地代」が要求されない——資本による「(次に投資生産性が低い)既耕作地への追加投資」こそが選択されるであろう。したがって、土地所有による「絶対地代要求の限度」は、資本投資競争条件を巡る、既存耕作地への「追加投資条件」とのまき比較によってこそ明確に画定可能¹⁸⁾だといつてよい。その点で、『資本論』および宇野のように、「価値－生産価格の乖離分」という不適切な「限度規定」を持ち出す必要は一切ないのであって、「絶対地代の限度」は「資本投資競争－市場調節価格」視角によって一貫して解明できる。

このように考えてよければ、最後に(ハ)「差額地代－絶対地代の相互関係」はこう総括されよう。宇野・地代論体系では、「絶対地代」における「土地所有の地代要求能動性」が過度に強調される結果、「差額地代－絶対地代」のその「断絶性」こそが極端に目立った。しかしそうではなく、それら2つの地代とも、「資本投資競争－市場調節価格」視角という点ではむしろ首尾一貫してい

るというべきなのであり、したがってその「共通性」こそが逆に強調されるべきだと思われる。まさしく「利潤規定の運動機構の役割」の貫徹であろう。

以上までのロジックを集約することを通して、第3に③「絶対地代の特質」も、以下の点に即してこそ把握可能になると判断してよい。すなわち、この「絶対地代」規定において、一面では、当然のこととして「資本の投資競争行動」の進行が前提となるが、しかしそれだけではもちろんない。いうまでもなく、新たな条件要因として、「制限された自然的生産手段」たる「土地所有」が論理的舞台に登場してくるのであり、したがって他面では、「土地所有の資本投資への作用化」もが考察エリアに加わってくる。まさしくその意味で、「資本投資競争」と「土地所有の制約行動」との「交錯性」——こそが論理焦点として前面化してくるといってよい。要するに、何よりもこの「交錯性」にこそ「絶対地代の特質」があろう。

[2]土地所有の理論的措定 このような「絶対地代」規定との関連で、続いて(2)「土地所有の論理化」問題が発現してくる。そこでまず第1に、その前提として①「差額地代—土地所有」関係から入ると、そこにはやや難しい問題がある。というのも、『資本論』はもちろん宇野においてもこの点には立ち入った検討が及んでいなかったが、この点においては、以下の2側面が無視できないからに他ならない。つまり、まず1つ目として、(イ)「差額地代入手の根拠」というサイドからは、土地所有が何ら「能動的な関与」をすることなしに、資本による借地競争の結果としていわば「自動的に」超過利潤の「押し出され先」になる——というロジックが働く。したがって、この方向からは、「土地所有としての積極的発動性」なしに差額地代を入手する関係が示されることとなるから、ここには「土地所有の能動性は何ら必要とされまい。しかしそれだけでは済まないのであって、次に2つ目に、翻って(ロ)「土地借用の始発的契機」が直ちに問われよう。つまり、「差額地代」論展開開始の際に、耕作資本家はなぜ「地代ゼロ」で資本投資が許されたのであろうか。いうまでもなく、「土地」が当然のこととして「近代的土地所有」の対象として「商品」になっている以上、それが無料で使用できるはずがないのは自明である。こうして、「差額地代」ロジックの開始時点で、「土地所有の理論的位置づけ」が実は明瞭とはいえないわけである。

そこで、結局、3つ目には、(ハ)「論理的妥協」を導入する以外にはその脱出路はないというべきであって、こう理解するしかない。すなわち、「差額地代論開始」時点では、「近代的土地所有」であるにもかかわらず——差し当たり——土地借用に「代価支払いが不可欠か否か」には(「否」ではなく)「触れずに」論理展開をスタートさせつつ、「差額地代論帰結」時点では、単に「土地所有」が「資本」の外部に存在するとだけ考えながら「超過利潤の押し出され先」として理解する——以外にはないと。まさに「妥協」であろう。

ついで第2こそ、いうまでもなく当面の②「絶対地代—土地所有」関係であるが、その関連性はむしろ一見して見通し良好となる。すでに繰り返し検出した通り、「土地所有の能動的関与→代価支払なしでの土地貸与禁止→先行的な代価要求→土地生産物の市場調節価格上昇→超過利潤の人為的発生→代価支払可能化→絶対地代形成」——というロジックが展開するわけであり、これに付け加える点はあり得ない。要するに、「絶対地代」においては「土地所有の能動性発動」こそが明白なのであって、ここにこそその固有性がある。

そうであれば、最後に第3に、①および②を総合化すると、「土地所有—地代」の相互関係に関するどのような見取り図が手に入るであろうか。それが最終的な課題だが、端的に③「絶対地代を通す土地所有の『措定化』」とこそ図式化できる。すなわち、「差額地代」レベルでは「土地所有の能動的発動性」はなお規定できず、「超過利潤の『押し出し先』」としてしか「論理化」できなかったのに対し、この「絶対地代」レベルに到達してこそ、「土地所有」を、「地代要求の客観的主体」として「始めて」「論理化」可能になった——と図式化されてよいのだと。しかしその場合、以下の点には注意がぜひ必要だと思われる。

つまり、くれぐれも重要なのは、何よりも「措定」という表現の含意であって、それはこういうことである。立ち入っていえば、それは、「今までなかったものがここで現実に現れてくる」というニュアンスでは決してなく、「事実としてはすでに存在していたもの」が、ここで「始めて」「論理的に説明可能となる」——という「論理関連」以外ではあるまい。換言すれば、「土地所有」は、「事実としては」すでに「差額地代レベルで実存はしていた」とはしても、その「能動性の内実」としてはそこではなお「論理化」不能だったのに対し、この「絶対地代」論レベルにおいて、その内容展開を通しつつその「内実」が始めて「論

理化＝説明可能化)に至った——という、まさにその「複合的論理性」¹⁹⁾こそが本質的ではないか。「絶対地代における土地所有の『措定』」という表現を強調するその所以である。

[3]資本による土地所有の包摂 以上を全体的視野に入れつつ、原理論総体という視角から、(3)「資本－土地所有－地代」というトリアーデ関係に一定の総括化を試みたい。その場合、その「3者」を繋ぐ枢軸的ブリッジが焦点をなすが、まず第1に①「絶対地代論の理論的役割」をこの点から押さえておきたい。すなわち、ここまでの具体的考察を前提におけば、このブリッジこそ「資本による土地所有の『包摂化』」以外でないのはもはや自明であって、まさしくその意味で、「絶対地代論の理論的役割」はここにこそ求められてよい。もう一步立ち入って指摘すれば、まず「利潤規定→一般的利潤率→生産価格」ロジックを土台とし、ついでそのうえで、「差額地代論」において「超過利潤の土地所有への『押し出し機構』」が示されつつ、最後にその帰結として、——何よりもこのような「超過利潤に関する市場調整機構の貫徹作用」の延長線上でこそ——「土地所有による積極的な地代要求の仕組み」が「絶対地代論」に即して解明された。要するに、「絶対地代論」は、個別資本の投資競争運動に立脚した「市場調整機構論」の一環としてこそ位置づくわけであり、それを通して、「土地所有」をこのような「市場調整機構」に組み込むための、まさにその「メカニズム解明」こそを基本的役割としていよう。このような意味において、「土地所有の包摂化」が強調されてよい。

そのうえでもう一步設定舞台を広げると、次のような視界が把握可能となる。つまり、第2として②「絶対地代論－原理論体系」という理解であって、このアングルからは、いま検出した「包摂化」は、さらに以下のような論点にまで到達するといつてよい。ヨリ集約的な図式化を試みれば、それは、「土地所有という『資本にとっての異物』を資本論理に取り込む」ための1つの「苦肉の策」以外ではなく、経済学原理論が体系的に成立するための、まさしくその不可欠な「自己防衛策」だと納得すべきではないか。そして、経済学原理論体系化のための「苦肉の策」が他にあと2つあるのも自明であって、「労働力」という「アキレス腱」を資本論理に取り込むための「資本蓄積論」と、「資金」という「特殊な商品」を論理的に処理するための「信用論」とが、その典型をなすこ

とも注意しておきたい。

こうして最後の論理環に帰着したこととなろう。すなわち、以上によって確認した、「土地所有の包摂化→異物処理の『苦肉の策』」という「絶対地代論の理論的役割」は、最終的には、第3に③「絶対地代論—価値法則論体系」関連として総括可能だと思われる。すなわち、「資本制的生産の体制的法則」たる「価値法則」²⁰⁾は、この「絶対地代論」を含む「分配関係論」レベルにおいては、「価値法則展開の『メカニズム』」を個別的市場行動に即して現実的に解明していくための『現実的機構論』としての役割をもつといえるが、その中で、「絶対地代論」こそは、「土地所有という『異物』」を資本の投資競争論理に現実的に『包摂』する」ための枢要的作用を果たす——という位置を占めた。まさにその作用を通してこそ、「異物の処理→資本競争行動の進行→現実的機構の貫徹→法則性の実現」という一連のメカニズム作動化が初めて可能になる以上、結局、「絶対地代論」が、「分配関係論」としての、「価値法則の『運動的機構論』」を根底から支えているのは余りにも自明ではないか。

したがって、こう総括されるべきであろう。「絶対地代論」は、「資本による『土地所有包摂化』の基軸」である点を根拠として、「価値法則の現実的機構論」のまさしくその枢軸をなすのだ——と。

- 1) 拙稿「利潤規定の運動機構的役割」(『金沢大学経済論集』第33巻第1号, 2013年)。
- 2) 宇野『経済原論』上(岩波書店, 1950年)は旧『原論』と略称して『宇野弘蔵著作集』(岩波書店, 1973年)第1巻の頁数で示す。また同様に宇野『経済原論』(岩波全書, 1964年)は新『原論』と略記したうえで『宇野弘蔵著作集』第2巻の頁数で表わす。
- 3) 宇野・絶対地代論を検討した作品は多くはないが、例えば、大内力『地代と土地所有』(東大出版会, 1958年)、日高善『地代論研究』(時潮社, 1962年)の両著はその密度の高さにおいて群を抜いている。さらに宇野編『資本論研究』V(筑摩書房, 1968年)も参考になる。
- 4) この点について、新『原論』ではもう一步積極的であって、例えば、「資本家もまたかかる自然力を生産手段として利用しようとする限り、その所有者から借り入れなければならない」としつつ、「しかしこの関係は、資本家と労働者との基本的関係の前提をなすものではあるが、この基本的関係自身を決定するものではなく『むしろそれによってその内容を規定され、その資本に対する関係をも確立することになる』

(新『原論』128頁)といわれる。要するに、土地所有の介在を通す「利潤論→地代論」への移行がヨリ強調される。

- 5) それに対して新『原論』では、「最劣等地に生じる差額地代→絶対地代」という連関はむしろ消失しているようにもみえる。事実、「しかし土地によって代表せられる特殊なる自然力に対する資本の関係は、以上述べてきたような、いわば外部的なる、消極的なるものに留まるものではない」(新『原論』138頁)として、「絶対地代」へ直接的に移行していく。
- 6) 新『原論』においてもその「定義」は明瞭とはいえない。すなわち、ただ、「資本にも自由に使用しえない生産手段をなすものであって、資本は、地代に転化するべき超過利潤を形成するか、否かにかかわらず、何らかの地代を支払うことなくしては、土地に資本を投じえない関係にあるのである。マルクスのいわゆる絶対地代が支払われるのである」(同)といわれるだけであるが³、これでは、「絶対地代の定義」としては著しく物足りなかりう。
- 7) 「元来、土地を主要な生産手段とする農業においては、資本の蓄積による労働手段の改善が多かれ少なかれこの自然としての土地によって制限されている。特にその回収に長期を要する固定資本となると、その投下を阻害される。……かくて一般に農業における資本の有機的構成は、社会的平均以下にあるものとして、たといそれに回転期間の長さによって相殺されるにしても、その生産物の生産価格は価値以下にあるものと想定してよいのである。」(新『原論』139頁) まさしく「乖離論」に対するその基礎的根拠に他なるまい。
- 8) この「源泉ロジック」は新『原論』でも同様だといってよい。例えば、「即ち土地所有は、この価値と生産価格との差額部分に対しては、独占地代と区別せられる絶対地代をあらゆる土地に対して要求しうることになる」(同)と説明される限り、それは明白であろう。そしてこの「源泉論」に即してこそ、「独占地代」との相違が指摘されるのも当然であろう。
- 9) ほぼ同じ趣旨が新『原論』ではこう叙述される。「もっとも土地所有がこの地代によっていかなる程度にその価格を騰貴せしめるかは、市場の状況によることであって、土地所有自身の側にはなんらの基準もない。ただそれは土地所有の側の貸付の競争が、土地生産物に対象化された剰余価値部分の平均利潤への均等化をどの程度阻止するかということにかかってくる。」(新『原論』140頁) 資本競争視点は旧『原論』からは後退している。
- 10) その場合、極めて奇妙なことに、新『原論』においてはこの「土地所有」問題は全くその影を潜めている。したがって、「土地所有」に関する「差額地代→絶対地代」という変遷はもちろん、「絶対地代→土地所有」に関するその内的関連への指摘も無いに等しい。その点で旧『原論』との相違が大きいといってよいが⁴、例えば以下のような叙述があるに止まる。「ところがこの土地によって代表せられる自然力は、それ自体には私有の根拠を有さないものであって、資本によってその生産方法に直接、あるいは

間接に適応するものとして始めてその私有性を一般的に社会的に認められることになる。地代はその特殊の経済的形態にはかならない。」(新『原論』141頁) 重要な指摘だが「土地所有」規定としては弱い。

- 11) そうであればそこから、新『原論』において「絶対地代→土地の商品化」連関が希薄にならざるを得ないのは当然であろう。すなわち、「またそれと同時に一定の所得を定期的に生ずるものとして、土地自身商品化され、売買されることにもなるのである」(同)といわれるに止まるが、「またそれと同時に」という表現だけではその論理関係は分かるまい。
- 12) したがって、「利子論への接続」が手薄なもの新『原論』の特徴であろう。すなわち、いま指摘した「土地商品化」規定の不明瞭性が直ちに反映していくことになるのであって、以下のように結論だけが独断的に主張されることとなる。つまり、「土地の商品化」は、「また資本家的生産方法の内に……それ自身に利子を生むものとしての資本の発生による資本の商品化が行われ、それによってその根拠を与えられることになるのである」(同)と説明されるが、これによって、「地代論→利子論」への移行を明らかにするのは不可能であろう。
- 13) 利潤論の体系的な位置に関しては、全体的論点として、何よりも桜井毅『生産価格の理論』(東大出版会、1968年)が参照されるべきである。さらに鈴木鴻一郎編『利潤論研究』(東大出版会、1960年)、大内秀明『価値論の形成』(東大出版会、1964年)、拙著『価値法則論体系の研究』(多賀出版、1991年)、前掲、拙稿「利潤規定の運動機構的役割」、などをみよ。
- 14) 宇野・土地所有論を検討した作品としては、前掲、大内『地代と土地所有』、前掲、日高『地代論研究』、などが体系的で優れており、本稿も、基本的にはその方向性を継承した。
- 15) 宇野によるこのような「源泉—限度規定」への根底的批判としては、「農業部面・資本構成の低位性」・「価値—生産価格の乖離」論点をも含めて、前掲、大内『地代と土地所有』が参照されてよい。「われわれは農業資本の構成が高いとか低いとかということ絶対地代のばあい問題にする必要はない。また絶対地代の最高限が価値で画されるかどうかとも問う必要はない。むしろ、絶対地代は本質的には土地所有の独占によって、農産物の生産価格以上に市場価格が引上げられることから生ずるのであるが、ただこの土地所有の独占はけっして絶対的なものではなく、優等地の追加投資とより低い劣等地の耕作圏への導入と、この2つの条件のゆるす範囲内であらわれる独占にすぎない」(前掲、大内『地代と土地所有』197頁)。
- 16) 宇野・土地所有論の問題点について詳しくは、例えば、前掲、大内『地代と土地所有』223頁、前掲、日高『地代論研究』445-450頁などを参照のこと。いずれも的確であろう。
- 17) 地代論の全体的展開に関しては、「土地所有」との関連を焦点にして、拙稿「土地所有と価値法則」(『経済学』第45巻第4号、1984年)においてすでに立ち入った検討を終

えた。

- 18) いい換えれば、「優等地の追加投資とより低い劣等地の耕作圏への導入と、この2つの条件のゆるす範囲内であらわれる独占にすぎない」(前掲, 大内『地代と土地所有』197頁)。
- 19) 「すなわち『資本論』のように原理的に問題を展開する場合には、土地所有についても、それを単に歴史的に与えられたものとして前提するわけにはゆかない。むしろ論理的には土地所有のないところから出発し、地代が展開されるなかで、その成立の必然性が論証されなければならないということこれである。」(前掲, 大内『地代と土地所有』223-224頁)
- 20) 「価値法則論」の全体系に関しては、その「定義」・「展開」・「根拠」・「意義」などを含めて、前掲、拙著『価値法則論体系の研究』において考察した。特に545-549頁をみよ。